

日本医学写真学会規約

(2010年6月26日規約改正)

(2023年7月22日細則改正)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本医学写真学会(Japanese Association of Medical Photography) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は事務担当理事所在施設に置く。

(目的)

第3条 本会は医学・歯学・薬学・生物学など自然科学系における写真や電子化画像に関わる技術の理論的展開および技術の開発研究を進めるとともに、会員相互の交流をはかり、もって技術の発展・普及を推進することを目的とする。

第2章 事業

(事業)

第4条 本会はその目的達成のため次の事業を行う。

1. 定例学会、総会、その他集会の開催。
2. 日本医学写真学会雑誌(以下会誌という)およびその他の印刷物の発行。
3. 会員の技術向上のための研修・講習会および学術講演会の開催。
4. 医学写真技術認定制度を置く。
5. その他、本会の目的達成に必要と認められる事業。

第5条 会誌の投稿規定は別に定める。

第6条 医学写真技術認定制度規則は別に定める。

第3章 会員

(会員)

第7条 1. 本会は次の会員により構成する。

- (1) 正会員 : 本会の目的に賛同する者。
- (2) 外国会員 : 外国に居住する外国人で本会の目的に賛同する者。
- (3) 学生会員 : 本会の目的に賛同する就学中の学生またはこれに準じる者。
- (4) 賛助会員 : 本会の目的に賛同する法人またはこれに準じる者。
- (5) 名誉会員 : 名誉会員選出規程により認められた者。
- (6) 団体会員 : 理事会の認めた団体またはこれに準じる者。

2. 会員は本会が刊行する会誌および図書の配布を受けることができる。
但し学生会員には名簿を配布しない。

3. 名誉会員は学会開催時の参加費等を免除される。

4. 会員で本会の名誉を著しく傷つける行為のあった者は、評議員会の決議により除名することができる。

(入退会)

- 第8条 1. 入会希望者は所定の申し込み書に必要事項を記入の上、入会金および会費(1年分)を添えて学会事務局に提出する。但し学生会員・法人会員については理事会で資格審査および承認を行なう。
2. 退会希望者は学会事務局に文書(書式自由)にて届け出る。

(会費)

- 第9条 1. 会費および入会金の額は総会で定める。
2. 納入済の会費は理由のいかんにかかわらず返却しない。
3. 会費を1年以上未納の者は、会員の資格を抹消することができる。

第4章 役員

(役員)

- 第10条 1. 本会に次の役員を置く。
- (1) 理事長 1名
 - (2) 副理事長 若干名
 - (3) 事務局担当理事 1名
 - (4) 会計担当理事 1名
 - (5) 理事若干名
 - (6) 監事 2名
 - (7) 評議員 会員数の5パーセントを基準とする
2. 理事長は本会を代表し、会務を統括する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障のある場合にはその職務を代行する。
4. 事務局担当理事は理事会の決定に従い、事務局の運営にあたる。
5. 会計担当理事は理事会の決定に従い、予算・決算、会計処理、基金の管理などの業務にあたる。
6. 理事は学会事業の企画運営に関し、委員会を組織して事業の遂行にあたる。
7. 監事は会務ならびに会計を監査し、評議員会および総会にその結果を報告する。
8. 評議員は本会の重要事項を審議する。
9. 理事長、副理事長、理事、監事の任期は2年とし、評議員の任期は4年とする。ただし再任は妨げない。

(理事会)

- 第11条 理事長は副理事長、事務担当理事、会計担当理事、理事を招集して理事会を組織し、委員会とともに本会の事業運営にあたる。

- 第12条 1. 本会に次の委員会を置くことができる。
- (1) 総務委員会
 - (2) 企画委員会
 - (3) 編集委員会
 - (4) 医学写真技術認定委員会
 - (5) その他理事会が認めた委員会
2. 各委員会の委員長は理事会で推薦し、理事長が任命する。委員長は委員を若干名指

名することができる。

(役員を選出)

第13条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 理事長は評議員会の選出により、総会の承認を得る。
2. 評議員は細則で定める方法により選出する。
3. 選挙管理委員会は評議員で組織する。
4. 副理事長および理事は理事長が任命する。
5. 監事は評議員会が選出する。

第5章 会議

(会議)

第14条 本会の審議・決議機関は総会および評議員会とする。

第15条 総会は次のとおり行う。

1. 定例総会は毎年一回開催する。
2. 定例総会は理事長が招集する。臨時総会は理事長または評議員会が必要と認めた場合招集する。
3. 総会は正会員、外国会員で構成する。
4. 総会の議長および副議長は出席した会員のうちから選任する。
5. 総会の決議は出席会員の過半数の賛成により成立し、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。総会の決議は他のすべての決議に優先する。
6. 総会に出席できない会員は指定された書面をもって他の出席会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において本条 5. 項の適用については出席したものとみなす。委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。
7. 定例総会は次の事項につき審議する。
 - (1) 事業報告および決算報告
 - (2) 事業計画案および予算案
 - (3) 役員を選出・規約の改廃
 - (4) 入会金および会費の額
 - (5) その他必要事項
8. 総会は必要により特別委員会を設置し、特定事項に関する審議および決議権の一部または全部を委任することができる。特別委員会の委員は理事長が指名し総会の承認を得るものとする。

(評議員会)

第16条 評議員会は理事長が招集する。

第17条 評議員会は理事長、副理事長、理事、監事および評議員で組織する。

第18条 評議員会の議長および副議長は、理事長または理事長が指名する者が行う。

第6章 会計

(会計)

第19条 本会の通常経費は会員会費をもってあてる。

第20条 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、必要により監事の承認を得て決算日を変更することができる。

第21条 一般会計以外に必要な応じて特別会計を設けることができる。

第7章 表彰

(表彰)

第22条 本会の発展に著しく功績のあった者を表彰することができる。表彰の項目については表彰規程に定める。

第23条 野田賞は、故野田名誉会長の生前の御遺志を継続し、賞の選考は野田賞選考規程に定める。

第8章 規約の改廃および解散

(規約の改廃)

第24条 本規約の改廃は評議員会で審議し、総会出席会員の過半数の賛成をもって決定する。

(解散)

第25条 本会の解散は評議員会および総会において各々4分の3以上の議決を経て承認されなければならない。

第9章 補則

(細則)

第26条 本規約実施のための細則を設定する。細則の設定および改廃は評議員会の決議により決定施行し、会誌をもって会員に報告する。

附則

- 1 本規約は昭和42年1月22日から施行する。
- 2 支部制廃止に伴い、平成11年6月4日に新規制定し、平成12年4月1日から施行する。
- 3 規約改正により新規制定し、平成16年6月26日から施行する。
- 4 規約改正により新規制定し、平成20年6月28日から施行する。
- 5 規約改正により新規制定し、2010年6月26日から施行する。

日本医学写真学会細則

1. (事業)

- (1) 定例学会は原則として年1回とし、総会と同時期に年次大会として開催する。
- (2) 年次大会の開催にあたっては理事長が大会長を指名し、その職務の一部または全てを委託することができる。
- (3) 毎年度の会誌掲載論文を審査し、優秀と認められる論文には学会賞および学術賞を授与することができる。
- (4) 会員が希望する技術講習会などに対し、必要と認められる場合はこれを助成する。
- (5) 必要に応じて研究助成金制度を設置することができる。
研究助成金制度は次のとおりとする。
 1. 本会の目的に沿った研究会あるいは勉強会を行うグループに研究助成金を支給する。
 2. 本制度は会員の技術向上・地域の学術振興を図ることを目的とする。
 3. 研究助成金は本学会の定めた書式に従って申請する。
 4. 申請期間は毎年の総会終了時から2ヶ月間とする。
 5. 申請内容の採否は理事会で決定する。
 6. 研究助成金は1グループ年間1件とする。
 7. 研究助成金を受けたグループは、翌年の総会において研究(勉強)成果を報告する。
 8. 研究助成金は1件につき10万円を上限とし、金額は理事会で検討し決定する。
 9. 研究助成金を受けたグループは明細書に領収書を添えて学会事務局まで提出する。

2. (会員)

- (1) 学会の名誉を著しく高めた者およびに発展・事業に著しく貢献した者を理事会で推挙し、評議員会、総会に報告し総会において名誉会員の称号を授与する。名誉会員の選出は名誉会員選出規程に従う。

3. (入会金および会費)

- (1) 正会員、外国会員の入会金は2,000円とする。
- (2) 正会員、外国会員の会費は8,000円とし、学生会員の会費は3,000円とする。
- (3) 賛助会員の賛助会費は1口20,000円、口数を任意とする。
- (4) 団体会員の会費は1口50,000円として同一団体内で5名まで登録することができる。

4. (委員会)

- (1) 総務委員会は事務運営の任にあたる。
- (2) 企画委員会は年次大会の企画・運営について大会長および理事会とはかり、円滑な大会運営に努める。
- (3) 企画委員会は講習会などの技術研修および教育に関わる事業の企画運営の任にあたる。
- (4) 編集委員会は会誌などの出版物の編集・出版の任にあたる。
- (5) 編集委員長は若干名の査読委員を指名し、論文の審査を行う。査読委員は非公開とする。

(6) 医学写真技術認定委員会は医学写真技術認定規則に従い、その任にあたる。

5 . (役員を選出)

- (1) 評議員の選出は、任期の満了する総会の6カ月前までに立候補者を選挙管理委員会名で公募する。
- (2) 評議員立候補者は正会員で、2名以上(選挙管理委員と監事を除く)の会員の推薦を必要とする。
- (3) 評議員立候補者が定数を超過した場合は投票を行う。
- (4) 評議員が定数に満たなかった場合は理事会が選出・補充する。
- (5) 選挙管理委員会は、選挙に関わる事務的業務を理事会に委託することができる。
- (6) 選挙管理委員は評議員の互選により役員改選時に数名の選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会を組織する。

6 . (会計)

- (1) 学会基金の取りくずしは監事の承認を必要とする。
- (2) 年次大会、講習会などの事業では、その都度参加者より参加費を徴収することができる。
- (3) 会務の処理に関わる場合は、旅費・交通費を原則として全額支給とする。

附則

- 1 規約改正により細則も制定し、2010年6月26日から施行する。
- 2 会計について(4)(5)を削除し、2023年7月22日から施行する。